

○田野町住宅リフォーム補助金交付要綱

平成27年田野町要綱第4号

改正 平成30年田野町要綱第14条

改正 平成30年田野町要綱第17条

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の生活環境の向上を図るとともに定住促進及び地域経済の活性化を目的として、住宅の増改築工事やリフォーム工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 増改築 既存住宅を増築すること、又は既存住宅の一部を解体し造りかえることをいう。
- (2) リフォーム 住宅の機能や性能を維持向上させるために住宅の一部を修繕、補修、模様替え、更新などを行うことをいう。
- (3) 施工事業者 第16条の規定により町長の登録(以下「施工事業者登録」という。)を受けた者をいう。
- (4) 空き家 個人が居住を目的として取得した田野町内に所属する一戸建て住宅で、現に居住していない又は近く居住しなくなる予定であり、かつ田野町空き家等情報バンクに登録されている若しくは登録を予定している住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、田野町に住民登録を行っている者又は行おうとする者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、別に定める重点項目については、この限りではない。

- (1) 自己又は自己が相続権を有する町内の住宅のリフォーム工事を行う者。
- (2) 自己が居住する、又は、居住しようとする目的で、町内の住宅の増改築やリフォーム(以下「リフォーム工事」という。)を行う者。

2 前項に規定する住宅の所有権者が自己以外の場合は、リフォーム工事の施行に関し、当該住宅の所有権者の同意を得た者であること。

3 補助金の交付対象となる者は、町税等町に対する債務を滞納していない世帯の構成員とする。

(補助対象住宅)

第4条 補助金交付の対象となる住宅は、次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅(住宅用の車庫、物置は含まない。)又は店舗等併用住宅で住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ床面積の1/2(住宅用の車庫、物置は含まない。)以上であるもの。
- (2) 共同住宅にあっては区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第2項に規定する区分所有者)の専有部分とする。

(補助対象工事等)

第5条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、前条各号いずれかに該当する住宅にかかる次の各号に掲げる全てを満たす工事とする。

- (1) リフォーム工事に要する費用(消費税及び地方消費税を含む額とする。)が30万円以上であること。
- (2) 第16条に規定する施工事業者登録を行った業者が施工するものであること。

- 2 次に掲げる工事に要する経費については、補助金の交付対象としない。
- (1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事。
 - (2) 主な内容が備品購入である工事。
 - (3) 他の補助制度を利用する工事。
 - (4) その他、補助金の交付が適当でないと町長が認める工事及びその費用。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、リフォーム工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む額。）の2/10に相当する額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。
- また、別に定める重点項目における補助金の額は、リフォーム工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む額。）の3/10に相当する額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が40万円を超えるときは、40万円とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の住所が分かる書類
 - (2) 住宅の所有者が分かる書類
 - (3) 工事見積書（施工場所、内訳の分かるもの。）
 - (4) 補助対象工事を行う住宅又は住宅の施工部分の工事着手前の写真
 - (5) 第3条第2項に該当する者による申請にあっては、その確認が出来る書類
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 補助金の申請は、当該住宅につき1回限りとする。

(補助金の交付決定等)

- 第8条 町長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、内容を審査し、補助金の交付対象とすることが適当でない認めるときは、補助金却下決定通知書（別記様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金変更申請等)

- 第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、工事内容及び事業費を変更する場合、又は中止しようとする場合は、あらかじめ補助金交付変更承認申請書（別記様式第4号）に、変更施工場所が明示された工事内訳見積書の写し及び変更工事着手前の写真を添えて、申請しなければならない。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りでない。

(補助金の変更交付決定)

- 第10条 町長は、前条に規定する変更申請があつたときは、その内容を審査し、補助金額の変更を認めたときは、補助金交付変更決定通知書（別記様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告及び完了認定)

- 第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したとき（工事請負業者から対象工事の引渡しを受けた日）は、完了した日から15日以内又は補助金交付決定のあつた年度の3月15日のいずれか早い日までに工事完了実績報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。
- (1) 対象工事を行った部分の工事完了後の写真（工事施工前と同じ場所から撮影したもの。）
 - (2) リフォーム工事の代金支払領収書の写し（補助対象外工事を含む場合は、その支払代金の内訳が明示されたもの。）
- 2 町長は、前項の報告があつたときは、内容を審査した上で完了の認定を行い、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第12条 交付決定者は、前条の通知があつたときは、速やかに補助金交付請求書（別記様式第8号）に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の請求があったときは、内容を審査し補助金を交付する。

(地位の承継)

第13条 交付決定者が死亡した場合において、交付決定者の承継人が当該補助対象工事を行う意思があるときは、補助金交付決定承継申請書(別記様式第9号)により町長に申請するものとする。

2 町長は、前項に掲げる申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定承継決定通知書(別記様式第10号)により承継申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による決定通知を受けた者は、交付決定者とみなす。

(現地調査)

第14条 町長は、必要があると認めるときは、当該工事の現地調査を行うことができる。

2 交付決定者は、正当な理由がなく現地調査を拒否することはできない。

(補助金の取消し及び返還)

第15条 町長は、交付決定者が次に各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。

(2) 補助金決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他町長が補助金交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

(施工事業者登録)

第16条 この要綱に基づき住宅のリフォーム工事を行おうとする者は、あらかじめ施工事業者登録を受けなければならない。

(施工事業者登録できる者)

第17条 施工事業者登録を受けることができる者は、町税等町に対する債務を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 町内に事業所(本店、支店、又は営業所)を有し、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可を受けていること。

(2) 町内に住所又は事務所を有し、建設業法第7条第2号イ又はロに規定する経歴を有していること。

(施工事業者登録の申請)

第18条 第16条の規定により施工事業者登録を受けようとする者は、田野町住宅リフォーム補助金施工事業者登録申請書(別記様式第11号)に次に掲げる書類を添付の上、町長に申請しなければならない。ただし、添付する書類について、申請者の同意を得て、町が保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 法人町民税に係る納税証明書、建設業法許可証明書の写し及び法人登記簿謄本の写し(前条第1号の要件に該当する場合に限る。)

(2) 住民票、町民税等に係る納税証明書及び実務経歴書(前条第2号の要件に該当する場合に限る。)

(3) 所定学科の卒業証明書の写し(建設業法第7条第2号イの要件に該当する場合に限る。)

(4) その他町長が必要と認める書類

(施工事業者登録の決定)

第19条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、田野町住宅リフォーム補助金施工事業者登録決定(却下)通知書(別記様式第12号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 施工事業者登録については、毎年度更新するものとする。

(施工事業者登録事項の変更の届出)

第20条 施工事業者は、施工事業者登録を受けた事項に変更が生じたときは、速やかに、田野町住宅リフォーム補助金施工事業者登録事項変更届出書(別記様式第13号)により、町長に届出なければならない。

(施工事業者登録の抹消)

第21条 町長は、施工事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施工事業者登録を抹消するものとする。

- (1) 施工事業者登録の抹消の申出があったとき。
- (2) 倒産又は廃業したとき。
- (3) 第17条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) リフォーム工事の施工に関し著しく不当な行為をしたと認められるとき。
- (5) 偽りその他の不正な手段により施工事業者登録を受けたとき。
- (6) 田野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（以下「暴力団排除規則」という。）第2条第2項第5号に定める排除措置対象者に該当するとき。

2 町長は、前項の規定により施工事業者登録を抹消したときは、田野町住宅リフォーム補助金施工事業者登録抹消通知書（別記様式第14号）により、当該登録の抹消をした者に通知するものとする。

（補則）
第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
この要綱は、公布の日から施行する。
附 則（平成30年9月28日要綱第14号）
この要綱は、平成30年9月28日から施行する。
附 則
この要綱は、公布の日から施行する。
附 則（平成30年9月28日要綱第14号）
この要綱は、平成30年9月28日から施行する。

別紙（第3条、第6条関係）

1. 重点項目の対象

- (1) 空き家対策としてのリフォームであり、田野町空き家等情報バンクに登録を行う者。
- (2) 過去に田野町空き家等情報バンクに登録した者。

別紙（第5条関係）

1. 補助対象

- (1) 住宅の増築、改築、減築、解体
- (2) 浴室の改修
- (3) 台所の改修
- (4) トイレの改修
- (5) 給排水衛生設備工事（配管等）
- (6) 給湯設備工事
- (7) 換気設備工事
- (8) オール電化住宅工事
- (9) 屋根のふき替え、塗装、防水工事
- (10) 外壁の張り替え、塗装工事
- (11) 床、内壁、天井の張り替え等の内装工事
- (12) 床、内壁、天井、屋根の断熱工事
- (13) ふすま、障子、たたみの張り替え工事
- (14) 雨どいの改修
- (15) 建具、窓枠、サッシの取替等、改修工事
- (16) 塀の改修
- (17) バリアフリー改修
- (18) 耐震改修
- (19) その他町長が認める工事

ただし、次の製品及び工事は補助対象外とする。

- (1) 家電製品の購入
テレビ、エアコン、ファンヒーター、ストーブ、冷蔵庫、冷凍庫、電子レンジ、炊飯器、食器洗浄機、照明器具、洗濯機、その他これらの製品に類する物。
- (2) 厨房製品
ガスコンロ、換気扇、調理台、食器棚等、工事の伴わない設置のみの場合
- (3) 対象外工事
車庫、物置、倉庫等の工事
塀以外の植栽工事
解体のみの工事
電話、インターネット、テレビアンテナの設置工事
- (4) その他町長が対象外とする製品や工事